

環境影響評価法の一部を改正する法律の成立について

環境影響評価法については、平成 21 年 9 月より中央環境審議会環境影響評価制度専門委員会において御議論いただき、平成 22 年 2 月 22 日に「今後の環境影響評価制度の在り方について」答申をいただいたところ。

本答申を踏まえた「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を第 174 回通常国会（平成 22 年）に提出し、審議いただいたところであるが、平成 23 年 4 月 22 日、第 177 回通常国会において原案のまま可決・成立し、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号）として同月 27 日に公布された。

(参考)

環境影響評価法の一部を改正する法律案の審議経過

平成 22 年 2 月 22 日	「今後の環境影響評価制度の在り方について」中央環境審議会答申
平成 22 年 3 月 19 日	「環境影響評価法の一部を改正する法律案」閣議決定
平成 22 年 3 月～	第 174 回通常国会において審議
4 月 20 日	参議院環境委員会にて修正、 修正部分以外の原案は全会一致で可決
4 月 21 日	参議院本会議にて全会一致で可決
6 月 16 日	衆議院環境委員会にて閉会中審査の議決
平成 22 年 10 月～	第 176 回臨時国会において審議
11 月 19 日	衆議院環境委員会にて全会一致で可決
11 月 25 日	衆議院本会議にて全会一致で可決
12 月 3 日	参議院環境委員会にて閉会中審査の議決
平成 23 年 4 月～	第 177 回通常国会において審議
4 月 14 日	参議院環境委員会にて全会一致で可決
4 月 15 日	参議院本会議にて全会一致で可決
4 月 19 日	衆議院環境委員会にて全会一致で可決
4 月 22 日	衆議院本会議にて全会一致で可決・成立
4 月 27 日	「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布

環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について

1. 改正の趣旨

環境影響評価法（平成9年制定）（以下「法」という。）の施行以降、法に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。法附則第7条では、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。

法の完全施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成23年4月に成立・公布されたものである。

2. 改正法の概要

(1) 交付金事業を対象事業に追加

補助金を交付金化する取組が進められていることを踏まえ、交付金の交付対象事業についても法対象事業とする。

(2) 計画段階配慮書の手続の新設

事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階配慮書を作成することを義務化する。

(3) 方法書における説明会の開催の義務化

法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施を義務化する。

(4) 電子縦覧の義務化

電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化する。

(5) 評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定

現行制度において環境大臣意見は評価書の段階でのみ述べられることとなっているが、評価項目等の選定段階においても、環境大臣が主務大臣に対し技術的見地から意見を述べるができるものとする。

(6) 政令で定める市から事業者への直接の意見提出

現行制度においては都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで事業者に対して意見を述べる仕組みとなっている。地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から直接事業者に対して意見を述べるものとする。

(7) 環境保全措置等の公表等の手続の具体化

事業着手後の環境保全措置等の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであることから、評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化する。

3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、2. (1) 及び (3) から (6) については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

環境影響評価法を巡る課題と対応方向の概要

法改正の必要性

- 環境影響評価法は、大規模かつ国が一定の関与を行う事業(例:道路、ダム、飛行場等)の実施前に、事業者自らが環境への影響を調査・予測・評価することにより、より環境に配慮した事業の実施を確保するもの。
- 法施行後10年が経過し、社会状況の変化や法の運用実態から明らかになった課題に対応することが必要。

環境影響評価を巡る状況変化・課題

対象事業

- ・補助金が交付金化されることにより、これまで対象だった事業が対象外となる可能性
- ・風力発電事業の大幅な増加、騒音等への苦情・鳥類への被害(自主アセスでは住民参加が不十分との指摘)

戦略的環境アセスメント

- ・事業実施段階では枠組が全て決定されていて、柔軟な環境保全の視点が困難な場合がある
(例えば、より有効な生物多様性保全策が選択される可能性が低くなるとの指摘)

方法書・準備書段階

- ・方法書の分量が多く、専門的
(例えば、コミュニケーション不足との指摘)
- ・方法書段階で環境大臣の意見提出の仕組みがない
- ・行政手続電子化の進展
- ・地方分権の進展、都道府県も市も条例を有する場合に審査スケジュールが困難

評価書段階

- ・事業の許認可権者が自治体の場合、環境大臣の意見提出の仕組みがない(例えば、公有水面埋立事業で、アセスが不十分との指摘)
- ・環境大臣意見形成過程の透明性確保

事後調査

- ・報告・公表の仕組みがなく、事後調査等の状況を住民や行政が確認できない
(例えば、移植の失敗等が確認できず、生物多様性保全が確保できないとの指摘)

改正事項

◎交付金事業を対象事業に追加
(政令改正:風力発電所を追加)

◎計画段階配慮事項(戦略的環境アセスメント)の手の新設
事業の検討段階において環境影響評価を実施

◎方法書段階における説明会の開催を義務化
◎評価項目等の選定段階における環境大臣の技術的助言を規定

◎電子縦覧の義務化
◎政令で定める市から事業者への直接の意見提出

◎許認可権者である地方自治体の長が意見を述べる際に、環境大臣に助言を求めるよう努力

(下位法令で環境大臣意見に係る学識経験者の活用について措置)

◎環境保全措置等の結果の報告・公表(評価書に盛り込まれた調査事項等に関する事業着手後の状況の公表等)